

専門学校高崎福祉医療カレッジ学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法等に従って、福祉事業にたずさわる者を養成し専門的な知識及び技能を修得させることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校高崎福祉医療カレッジという。

(位置)

第3条 本校の位置を群馬県高崎市東町28番1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員は、次のとおりとする。

| 昼夜別 | 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 学級数 | 備考 |
|-------------|--------------|--------|------|------|------|-----|----|
| 昼 間 部 | 社会福祉 専門課程 | 介護福祉学科 | 2年 | 30人 | 60人 | 2 | |
| | | 福祉医療学科 | 2年 | 30人 | 60人 | 2 | |
| | 計 | | | 60人 | 120人 | 4 | |
| 夜 間 部 | 社会福祉 専門課程 | 介護実務科 | 2年 | 30人 | 60人 | 2 | |
| | | 計 | | | 30人 | 60人 | 2 |
| 合 計 | | | | 90人 | 180人 | 6 | |

2 本校は、4年の年限を超えて在籍することはできない。

(学年・学科の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 昼間部

- ① 土曜日、日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律で規定する日
- ③ 夏季休業 8月 1日から8月31日まで
- ④ 冬季休業 12月24日から1月 7日まで
- ⑤ 学年末休業 3月24日から3月31日まで

(2) 夜間部

- ① 日曜日
- ② 本校の指定する土曜日
- ③ 国民の祝日に関する法律で規定する日
- ④ 夏季休業 8月11日から8月17日まで
- ⑤ 冬季休業 12月24日から1月 7日まで
- ⑥ 学年末休業 3月24日から3月31日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める昼間部の授業時数は、講義及び演習は15時間で1単位、実習及び実技は30時間で1単位とする。卒業までに履修させる授業時数は、修業年限2年の学科は1,800時間以上とし、修業年限1年の学科は810時間以上とする。

ただし、介護福祉学科、福祉医療学科の1単位時間は45分で90分授業とし、2時間相当の授業時間数とみなす。

3 別表第1に定める夜間部の授業時数は、講義及び演習は15時間で1単位、実習及び実技は30時間で1単位とする。卒業までに履修させる授業時数は、900時間以上とする。

ただし、介護実務科の1単位時間は45分で90分授業とし、2時間相当の授業時間数とみなす。

- 4 領域「介護」に係る授業については、合併授業は行わない。
- 5 社会福祉主事に係る科目の授業については、合併授業又は合同授業は行わない。
- 6 上記第4項、第5項に規定する合同授業とは、介護福祉士養成施設が複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいい、合併授業とは介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時間数が学則に定める授業時数の3分の2（介護実習は5分の4）に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

- 2 成績評価は、各科目ごとに、試験成績、実習の成果、履修状況等を総合して100点を満点とし、70点以上をもって合格とする。

成績は、優（90点以上）、良（80点以上89点）、可（70点以上79点）、不可（69点以下）の4段階をもって表示し、不可は未修了とする。

(追試験及び再試験)

第10条 校長は、傷病その他やむを得ないと認める理由により試験を受けることができなかった者に対して追試験を、試験の成績が不可であった者に対して再試験を受けさせることができる。

(始業・終業時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

| 昼夜別 | 課 程 名 | 始業時刻 | 終業時刻 |
|-----|----------|-------|-------|
| 昼 間 | 社会福祉専門課程 | 09：20 | 16：30 |
| 夜 間 | 社会福祉専門課程 | 18：30 | 21：40 |

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1人
- (2) 教 員 12人以上（専任5人以上，兼任7人以上）
- (3) 事務職員 3人以上
- (4) 学校医 1人

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

| 昼 夜 別 | 入学時期 |
|-------|------|
| 昼 間 | 4月 |
| 夜 間 | 4月 |

(入学手続・許可)

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第23条第3項に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学許可された者は、入学許可の日から8日以内に第23条第1項に定める入学金を添えて入学に必要な手続をとらなければならない。

(休学・復学)

- 第16条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、続けて8日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受け

なければならない。

(転入学、編入学の禁止)

第18条 本校への転入学、編入学は認めない。

(卒業・修了の認定)

第19条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

(卒業証書の授与)

第20条 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第21条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第22条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規定を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学、及び退学とする。

3 退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 納付金

(納付金)

第23条 本校の納付金は、次のとおりとする。

| 課程名 | 昼／夜 | 学科名 | 入学金 | 授業料 | 実習費 | 施設設備費 | 合計 |
|-------|-----|--------|---------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 社会福祉部 | 昼間 | 介護福祉学科 | 100,000 | 840,000 (840,000) | 150,000 (150,000) | 180,000 (180,000) | 1,270,000 (1,170,000) |
| | 夜間 | 福祉医療学科 | 100,000 | 740,000 (740,000) | 50,000 (50,000) | 100,000 (100,000) | 990,000 (890,000) |
| 専門部 | 夜間 | 介護実務科 | 100,000 | 390,000 (390,000) | 30,000 (30,000) | 50,000 (50,000) | 570,000 (470,000) |

注1 授業料、実習費、施設設備費は年額であり（ ）内は2年次納付額とする。

- 2 授業料、実習費、施設設備費は年1回払いが原則であるが、申出により分納を認める。
- 3 入学検定料は、20,000円とする。
- 4 国等からの委託を受けて行なう離職者訓練等による受講者に係る第1項に規定する入学金、授業料等及び第3項に規定する入学検定料については、委託費をもって充当するものとする。

(納入及び納入の特例)

第24条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(除籍)

第25条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を6ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは除籍を命ずることがある。

(納付金の返還)

第26条 既に納入した授業料、入学金、及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第6章 附帯教育

(附帯教育)

第28条 本校の附帯教育は、次に掲げる養成課程及び講習会とする。

(1) 養成課程

| 課程名 | 修業期間 | 授業時間 | 定員 | 総定員 | 備考 |
|----------------|-------|---------|------|--------|------|
| 社会福祉士科一般養成課程 | 1年6ヶ月 | 3,240時間 | 320名 | 320名 | 通信課程 |
| 社会福祉士科短期養成課程 | 9ヶ月 | 1,620時間 | 160名 | 160名 | 通信課程 |
| 精神保健福祉士科一般養成課程 | 1年7ヶ月 | 3,066時間 | 180名 | 180名 | 通信課程 |
| 精神保健福祉士科短期養成課程 | 9ヶ月 | 1,638時間 | 280名 | 280名 | 通信課程 |
| 介護福祉士実務者研修科 | 6ヵ月 | 450時間 | 30名 | 1,080名 | 通信課程 |

(2) 講習会

| 講習会名 | 修業期間 | 授業時間 | 定員 | 備 考 |
|---------------------|------|------|-----|------------------|
| 介護福祉士 実習指導者講習会 | 4日間 | 32時間 | 30名 | 週1～2日授業平日又は土・日曜日 |
| 社会福祉士 実習指導者講習会 | 2日間 | 32時間 | 30名 | 週1～2日授業平日又は土・日曜日 |
| 精神保健福祉士 実習指導者講習会 | 2日間 | 32時間 | 40名 | 週1～2日授業平日又は土・日曜日 |

- 2 前項に定める養成課程については、別に定める各養成課程の細則による。
- 3 前項に定める講習会については、別に定める実施要項による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
なお、平成20年度以前の入学者については、従前の学則による。
- 3 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
なお、平成23年以前の入学者については、従前の学則による。
- 5 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。
- 6 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
なお、平成25年以前の入学者については、従前の学則による。
- 7 介護福祉士実務者研修科については、平成26年6月1日から施行する。
なお、平成26年5月31日以前の入学者については、従前の学則による。
- 8 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
なお、平成27年以前の入学者については、従前の学則による。
- 9 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

社会福祉士科一般養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、専門学校高崎福祉医療カレッジが附帯教育として設置する社会福祉士科一般養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき社会福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与え、もって社会福祉、福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域は、次の通りとする。

| 科名 | 課程 | 修業年限 | 入学定員 | 通信対象地域 |
|--------|----------------|-------|------|--|
| 社会福祉士科 | 一般養成課程 (通信) | 1年6ヶ月 | 320名 | 群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、 長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、 宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、 青森県 |

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

社会福祉士科一般養成課程（通信）

| | |
|------|-----------------|
| 第1学期 | 4月1日から8月31日まで |
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 翌年1月1日から5月31日まで |
| 第4学期 | 翌年6月1日から9月30日まで |

（教職員組織および事務職員）

第7条 教務は専任教員が担当する。

2. 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。
3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「相談援助演習」は1教室20名以下で行う。

| | |
|-----|-------------|
| 第1回 | 5月上旬～9月下旬 |
| 第2回 | 翌年5月上旬～9月下旬 |

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 社会福祉士科一般養成課程（通信）の入学を希望するものは、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第4条第2号イにより、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及びその他その者に準じるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号、以下「施行規則」という。）第1条第3項各号に掲げる者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科、又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）、その他その者に準じるものとして施行規則第1条第6項に規定する者であって施行規則第2条に規定する指定施設（以下、「指定施設」という。）において1年以上の相談援助の業務に従事したものの。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準じるものとして施行規則第1条第9項各号に掲げるものであって指定施設におい

て2年以上相談援助の業務に従事したものを。

(4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

2. 入学者の選考は小論文によって行う。

3. 入学手続きは次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

4. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. 相談援助実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格の科目と期末レポートの未提出科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、社会福祉士科一般養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

(1) 第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続きを期限内に行わなかった者。

(2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者。

2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。

3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第11条に定める入学手続きを経なければならない。

(退学)

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

第15条 入学検定料は10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

- (1) 入学金 30,000円
- (2) 授業料 240,000円
- (3) 実習費 100,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第17条 社会福祉士科一般養成課程（通信）の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1. 本細則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 本細則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成22年以前の入学者については、従前の学則による。

3. 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

4. 本細則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成25年以前の入学者については、従前の学則による。

5. 本細則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成27年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

社会福祉士科一般養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

| 科 目 | 時間数 | | | 添削回数 |
|-----------------------|-----|--------|---------------|------|
| | 実 習 | 面接授業時間 | 印刷教材による自宅学習時間 | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | | | 90 | 1回 |
| 心理学理論と心理的支援 | | | 90 | 1回 |
| 社会理論と社会システム | | | 90 | 1回 |
| 現代社会と福祉 | | | 180 | 2回 |
| 社会調査の基礎 | | | 90 | 1回 |
| 相談援助の基盤と専門職 | | | 180 | 2回 |
| 相談援助の理論と方法 | | | 360 | 4回 |
| 地域福祉の理論と方法 | | | 180 | 2回 |
| 福祉行財政と福祉計画 | | | 90 | 1回 |
| 福祉サービスの組織と経営 | | | 90 | 1回 |
| 社会保障 | | | 180 | 2回 |
| 高齢者に対する支援と介護保険制度 | | | 180 | 2回 |
| 障害者に対する支援と障害者自立支援法 | | | 90 | 1回 |
| 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | | | 90 | 1回 |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | | | 90 | 1回 |
| 保健医療サービス | | | 90 | 1回 |
| 就労支援サービス | | | 45 | 1回 |
| 権利擁護と成年後見制度 | | | 90 | 1回 |
| 更生保護制度 | | | 45 | 1回 |
| 相談援助演習 | | 45 | 405 | 5回 |
| 相談援助実習指導 | | 27 | 243 | 3回 |
| 相談援助実習 | 180 | | | |
| 合計 | 180 | 72 | 2,988 | |

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除する。

社会福祉士科一般養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都15県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都15県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都15県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都15県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

平成 年 月 日

専門学校高崎福祉医療カレッジ
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校社会福祉士科一般養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校社会福祉士科一般養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

社会福祉士科短期養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、専門学校高崎福祉医療カレッジが附帯教育として設置する社会福祉士科短期養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき社会福祉士として必要な基礎、専門知識、技術を教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与え、もって社会福祉、福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番地1に置く。

（科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 養成課程、修業年限、定員、対象地域は、次の通りとする。

| 科名 | 課程 | 修業年限 | 入学定員 | 通信対象地域 |
|--------|----------------|------|------|--|
| 社会福祉士科 | 短期養成課程 (通信) | 9ヶ月 | 160名 | 群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県 |

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

社会福祉士科短期養成課程（通信）

| | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から8月31日まで |
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |

（教職員組織および事務職員）

第7条 教務は専任教員が担当する。

2 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。
3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、指示された学習課題について各科目毎に期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「相談援助演習」は1教室20名以下で行う。

| | |
|-----|------------|
| 第1回 | 7月下旬から9月上旬 |
|-----|------------|

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 社会福祉士科短期養成課程（通信）の入学を希望するものは、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第3条第二号イにより、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法第7条第二号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号以下「施行規則」という。）第1条第2項各号に掲げる者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条第5項各号に掲げる者であって、施行規則第2条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第1条第8項各号に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助

の業務に従事したもの。

(4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において 2 年以上相談援助の業務に従事したもの。

(5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉士法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第 15 条第 1 項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事であった期間が 4 年以上である者。

2. 前項に規定する基礎科目とは、下記に掲げるものである。

(1) 次に掲げる科目のうち 1 科目

- ① 人体の構造と機能及び疾病
- ② 心理学理論と心理的支援
- ③ 社会理論と社会システム

(2) 社会調査の基礎

(3) 相談援助の基盤と専門職

(4) 福祉行財政と福祉計画

(5) 福祉サービスの組織と経営

(6) 社会保障

(7) 高齢者に対する支援と介護保険制度

(8) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

(9) 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

(10) 低所得者に対する支援と生活保護制度

(11) 保健医療サービス

(12) 次に掲げる科目のうち 1 科目

- ① 就労支援サービス
- ② 権利擁護と成年後見制度
- ③ 更生保護制度

3. 入学の選考は小論文によって行う。

4. 入学手続は次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から 7 日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

5. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

- 第11条 細則別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は、80点以上を優 70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。
2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。
 3. 相談援助実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。
 4. 全科目の判定の結果、不合格の科目と期末レポートの未提出科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。
この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。
 5. 全科目に合格した者については、社会福祉士科短期養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

- 第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

- 第13条 次の各号に該当するものは除籍する。
- (1) 第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続きを期限内に行わなかった者。
 - (2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者。
2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。
3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第10条に定める入学手続きを経なければならない。

(退学)

- 第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

- 第15条 入学検定料は、10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

- (1) 入学金 30,000円
- (2) 授業料 140,000円
- (3) 実習費 100,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第17条 社会福祉士科短期養成課程(通信)の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1、本細則は、平成23年4月1日から施行する。

2、本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

社会福祉士科短期養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

| 科 目 | 時間数 | | | 添削回数 |
|------------|-----|--------|---------------|------|
| | 実 習 | 面接授業時間 | 印刷教材による自宅学習時間 | |
| 現代社会と福祉 | | | 180 | 2回 |
| 相談援助の理論と方法 | | | 360 | 4回 |
| 地域福祉の理論と方法 | | | 180 | 2回 |
| 相談援助演習 | | 45 | 405 | 5回 |
| 相談援助実習指導 | | 27 | 243 | 3回 |
| 相談援助実習 | 180 | | | |
| 合計 | 180 | 72 | 1,368 | |

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除する。

社会福祉士科短期養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都15県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都15県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都15県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都15県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

平成 年 月 日

専門学校高崎福祉医療カレッジ

校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校社会福祉士科短期養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校社会福祉士科短期養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、専門学校高崎福祉医療カレッジが附帯教育として設置する精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「精神保健福祉士法」（平成9年12月19日法律第131号）に基づき精神保健福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、精神保健福祉士国家試験の受験資格を与え、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科目、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域は、次の通りとする。

| 科名 | 課程 | 修業年限 | 入学定員 | 通信対象地域 |
|----------|----------------|-------|------|--|
| 精神保健福祉士科 | 一般養成課程 （通信） | 1年7ヶ月 | 180名 | 群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県 |

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）

| | |
|------|------------------|
| 第1学期 | 4月1日から8月31日まで |
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 翌年1月1日から5月31日まで |
| 第4学期 | 翌年6月1日から10月31日まで |

(教職員組織および事務職員)

第7条 教務は専任教員が担当する。

2. 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第8条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。
3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「精神保健福祉援助演習」は1教室20名以下で行う。

| | |
|-----|-------------|
| 第1回 | 5月上旬～9月下旬 |
| 第2回 | 翌年5月上旬～9月下旬 |

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の入学を希望するものは、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年1月30日厚生省令第12号）第6条第二号イにより、次のいずれか該当するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号、以下「施行規則」という。）第1条第3項で定める者。
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第6項に規定する者であって、施行規則第2条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したものの。

(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものの。

(4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

2. 入学者の選考は小論文によって行う。

3. 入学手続きは次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

4. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. 精神保健福祉援助実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格の科目と期末レポートの未提出科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の修了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

(1) 第11条第5項（科目の再判定）及び第12条（休学、復学）に定める手続きを期限内に行わなかった者。

(2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者。

2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付

しない。

3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第10条に定める入学手続きを経なければならぬ。

(退学)

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

第15条 入学検定料は、10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

- (1) 入学金 30,000円
- (2) 授業料 250,000円
- (3) 実習費 下記に掲げる区分による。

①指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有しない者

250,000円

②指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有している者

180,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第18条 精神保健福祉士科一般養成課程（通信）の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1. 本細則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 本細則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成23年度以前の入学者については、従前の学則による。

3. 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

| 科 目 | 時間数 | | | 添削回数 |
|---------------------|-----|-------------|-----------------------|------|
| | 実 習 | 面接授業 時 間 | 印刷教材に よる自宅学 習時間 | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | | | 90 | 1回 |
| 心理学理論と心理的支援 | | | 90 | 1回 |
| 社会理論と社会システム | | | 90 | 1回 |
| 現代社会と福祉 | | | 180 | 2回 |
| 地域福祉の理論と方法 | | | 180 | 2回 |
| 社会保障 | | | 180 | 2回 |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | | | 90 | 1回 |
| 福祉行財政と福祉計画 | | | 90 | 1回 |
| 保健医療サービス | | | 90 | 1回 |
| 権利擁護と成年後見制度 | | | 90 | 1回 |
| 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | | | 90 | 1回 |
| 精神疾患とその治療 | | 6 | 162 | 2回 |
| 精神保健の課題と支援 | | 6 | 162 | 2回 |
| 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎） | | 3 | 81 | 1回 |
| 精神保健福祉相談援助の基盤（専門） | | 3 | 81 | 1回 |
| 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 | | 12 | 324 | 4回 |
| 精神保健福祉に関する制度とサービス | | 6 | 162 | 2回 |
| 精神障害者の生活支援システム | | 3 | 81 | 1回 |
| 精神保健福祉援助演習（基礎） | | 3 | 81 | 1回 |
| 精神保健福祉援助演習（専門） | | 6 | 162 | 2回 |
| 精神保健福祉援助実習指導 | | 9 | 243 | 3回 |
| 精神保健福祉援助実習 | 210 | | | |
| 合計 | 210 | 57 | 2,799 | |

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

精神保健福祉士科一般養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都15県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都15県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都15県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都15県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

平成 年 月 日

専門学校高崎福祉医療カレッジ
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校精神保健福祉士科一般養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校精神保健福祉士科一般養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、専門学校高崎福祉医療カレッジが附帯教育として設置する精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本課程は、「精神保健福祉士法」（平成9年12月19日法律第131号）に基づき精神保健福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、精神保健福祉士国家試験の受験資格を与え、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本課程は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科目、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、入学定員、通信対象地域は、次の通りとする。

| 科名 | 課程 | 修業期間 | 入学定員 | 通信対象地域 |
|----------|----------------|------|------|--|
| 精神保健福祉士科 | 短期養成課程 （通信） | 9ヶ月 | 280名 | 群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県 |

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は別表の通りとする。

（学期）

第6条 学期は、次の通りとする。

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）

| | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から8月31日まで |
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |

（教職員組織および事務職員）

第7条 教務は専任教員が担当する。

2. 事務を担当する職員を1名以上置く。

(授業、学習指導)

第9条 授業は、配布する指定テキスト、ワークブック等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2. 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。

3. 受講者は別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第9条 各科目の面接授業は、別表に定める科目及び時間数として、次に定める時期に行う。

「精神保健福祉援助演習」は1教室20名以下で行う。

| | |
|-----|------------|
| 第1回 | 7月下旬から9月上旬 |
|-----|------------|

2. 面接授業期間内において、面接授業科目の理解度を評価するための試験を行う。

(入学資格、入学選考、手続き等)

第10条 精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の入学を希望するものは、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年1月30日厚生省令第12号）第5条第二号イにより、次のいずれか該当するものとする。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において精神保健福祉士法第7条第二号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条第2項に規定する者。

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第5項に規定する者であって、施行規則第2条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの。

(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第8項に規定する者であって、指定施設に

において2年以上相談援助の業務に従事したものの。

(4) 社会福祉士

2. 前項に規定する基礎科目とは、下記に掲げるものである。

(1) 次に掲げる科目のうち1科目

- ① 人体の構造と機能及び疾病
- ② 心理学理論と心理的支援
- ③ 社会理論と社会システム

(2) 現代社会と福祉

(3) 地域福祉の理論と方法

(4) 社会保障

(5) 低所得者に対する支援と生活保護制度

(6) 福祉行財政と福祉計画

(7) 保健医療サービス

(8) 権利擁護と成年後見制度

(9) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

(10) 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）

(11) 精神保健福祉援助演習（基礎）

3. 入学者の選考は小論文によって行う。

4. 入学手続きは次の通りとする。

(1) 入学希望者は入学申込書に入学検定料及び小論文を添えて申し込みを行う。

(2) 入学選考は入学申込書、小論文、入学資格等により、定員の範囲内で決定する。

(3) 入学を許可された者は、許可日から7日以内に入学金、授業料等を添えて入学の手続きをとらねばならない。

4. 転入学は認めないものとする。

(科目の合否、再判定、卒業)

第11条 別表に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とする4段階とし、可以上を合格とする。

2. 面接授業は別表に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。

3. 精神保健福祉援助実習は、定められた実習時間数の5分の4以上について実習指導を受けた場合に修了とする。

4. 全科目の判定の結果、不合格の科目と期末レポートの未提出科目が5科目以内である者は校長に願い出て、当該科目の再判定を1回に限り受けることができる。この場合、別に定める再判定料を納入し、再度試験を受けなければならない。

5. 全科目に合格した者については、精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の修

了を認定し、卒業証書を授与する。

(休学、復学)

第12条 病気その他やむを得ない事情によって、卒業判定において面接授業を終了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学し、別に定める継続授業に復学することができる。

(除籍)

第13条 次の各号に該当するものは除籍する。

- (1) 第11条第5項(科目の再判定)及び第12条(休学、復学)に定める手続きを期限内に行わなかった者
- (2) 継続履修科目を定められた決められた期間内において履修しなかった者
 2. 前項の場合、既に納入した授業料は一切返却しない。又、除籍以降の教材は送付しない。
 3. 除籍されたものが再入学を希望する場合は第10条に定める入学手続きを経なければならない。

(退学)

第14条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(入学検定料)

第15条 入学検定料は、10,000円とする。

(授業料等)

第16条 授業料等は次の通りとする。

- (1) 入学金 30,000円
- (2) 授業料 150,000円
- (3) 実習費 下記に掲げ区分による。
 - ①指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有しない者
250,000円
 - ②指定施設による実務経験が1年未満でかつ、社会福祉士の資格を有している者
180,000円

注1. 入学金の特例は別に定める。

注2. 授業料の特例は別に定める。

注3. 実習費は実習免除者からは徴収しない。

注4. 既に納入した授業料及び入学検定料は、原則として返還しない。

ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には授業料の全額を返還する。

(賞罰)

第16条 精神保健福祉士科短期養成課程（通信）の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第21条及び第22条の規定を準用する。

附則

1. 本細則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 本細則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成23年以前の入学者については、従前の学則による。

3. 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年以前の入学者については、従前の学則による。

4. 本細則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成27年以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）授業科目、授業時間、添削回数

| 科 目 | 時間数 | | | 添削回数 |
|-------------------|-------|-------------|-----------------------|------|
| | 実 習 | 面接授業 時 間 | 印刷教材に よる自宅学 習時間 | |
| 精神疾患とその治療 | | 6 | 1 6 2 | 2回 |
| 精神保健の課題と支援 | | 6 | 1 6 2 | 2回 |
| 精神保健福祉相談援助の基盤（専門） | | 3 | 8 1 | 1回 |
| 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 | | 1 2 | 3 2 4 | 4回 |
| 精神保健に関する制度とサービス | | 6 | 1 6 2 | 2回 |
| 精神障害者の生活支援システム | | 3 | 8 1 | 1回 |
| 精神保健福祉援助演習（専門） | | 6 | 1 6 2 | 2回 |
| 精神保健福祉援助実習指導 | | 9 | 2 4 3 | 3回 |
| 精神保健福祉援助実習 | 2 1 0 | | | |
| 合計 | 2 1 0 | 5 1 | 1 3 7 7 | |

注 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

精神保健福祉士科短期養成課程（通信）入学に関する特別条件

入学申し込み時点において、本校指定地域である東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県に在住又は勤務していない者であっても、4月1日以降、転勤等により前記1都15県に居住する者については、別に定める所定の申請書を校長に提出し、承諾されれば入学することが出来る。

また、現在在学中の大学等を卒業後、前記1都15県に在る両親等の元に戻り就職する予定の者、或いは就職が決まっているものについても、同様申請書を校長宛に提出し入学承認を受けることが出来る。

但し、当面の仕事がフリーターである等仕事の永続性に疑問がある場合は、当面の自己の生活展望について記載した書類も併せ提出させることがある。

上記手続きにより入学したものは、4月中に、前記1都15県に居住していること、或いは勤務していることを証明する書類（例えば辞令の写し等）又は住民票を提出しなければならない。

これに違反していることが判明した場合は、入学を取り消すものとする。

この場合既に納入した授業料等は一切返還しない。

本校に入学した後で、転勤その他理由により前記1都15県以外の地域に転居する場合は速やかに学校に届け出て専任教員の指示を受けるものとする。この場合、継続受講の要件は面接授業への出席、現場実習（現場実習を必要とする者）を修了することが条件となる。

平成 年 月 日

専門学校高崎福祉医療カレッジ
校長 殿

氏名（申請者）

入学許可申請

私は、下記理由、予定により現在の居住地を移転することになっておりますので、貴校精神保健福祉士科短期養成課程（通信）に入学することを許可下さるようお願いいたします。

記

1. 現住所
2. 転居理由
3. 転居予定地（未定の場合は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、岩手県、山梨県、秋田県、青森県）
4. 転居予定日
5. 添付書類

以上

入学年4月末までに上記予定を守らなかった場合、貴校精神保健福祉士科短期養成課程（通信）を退学させられても異議を申さないことを誓います。

住所

氏名

印

介護福祉士実務者研修科（通信課程）に関する細則

（趣旨）

第1条 この学則は、専門学校高崎福祉医療カレッジが附帯教育として設置する介護福祉士実務者研修科（通信課程）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本研修科は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)に基づき、介護福祉士として必要な基礎、専門知識、技能を教授し、介護福祉士の国家試験の受験資格を与え、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（位置）

第3条 本研修科は、学校法人藤仁館学園 群馬県高崎市東町28番1に置く。

（科名、課程、修業年限、1クラスの定員、総定員、通信対象地域）

第4条 科名、課程、修業年限、1クラスの定員、総定員、通信対象地域は、次の通りとする。

| 科名 | 課程 | 修業年限 | 1クラスの定員 | 総定員 | 通信対象地域 |
|-------------|------|---|---------|--------|--------|
| 介護福祉士実務者研修科 | 通信課程 | 6ヵ月 ただし以下の者は下記期間で修了できることとする ・介護職員基礎研修修了者 1ヶ月以上 ・介護職員初任者研修修了者 2ヶ月以上 ・訪問介護員1級修了者 2ヶ月以上 ・訪問介護員2級修了者 2ヶ月以上 ・訪問介護員3級修了者 2ヶ月以上 ・認知症実践者研修 2ヶ月以上 ・喀痰吸引等研修 2ヶ月以上 | 30名 | 1,080名 | 全国 |

（授業科目、授業時間）

第5条 授業科目及び授業時間等は細則別表1の通りとする。

（履修科目の免除）

第6条 履修科目に関する免除については、細則別表2の通りとする。

(開講時期、修業期間、入学定員)

第7条 開講時期、修業期間、入学定員については、次の通りとする。

| コース名 | 開講時期 | 修業期間 | 入学定員 | クラス数 |
|--------|-------|---------------|------|------|
| 4月コース | 4月1日 | 4月1日～9月30日 | 90名 | 3クラス |
| 5月コース | 5月1日 | 5月1日～10月31日 | 90名 | 3クラス |
| 6月コース | 6月1日 | 6月1日～11月30日 | 90名 | 3クラス |
| 7月コース | 7月1日 | 7月1日～12月31日 | 90名 | 3クラス |
| 8月コース | 8月1日 | 8月1日～翌年1月31日 | 90名 | 3クラス |
| 9月コース | 9月1日 | 9月1日～翌年2月28日 | 90名 | 3クラス |
| 10月コース | 10月1日 | 10月1日～翌年3月31日 | 90名 | 3クラス |
| 11月コース | 11月1日 | 11月1日～翌年4月30日 | 90名 | 3クラス |
| 12月コース | 12月1日 | 12月1日～翌年5月31日 | 90名 | 3クラス |
| 1月コース | 1月4日 | 1月4日～6月30日 | 90名 | 3クラス |
| 2月コース | 2月1日 | 2月1日～7月31日 | 90名 | 3クラス |
| 3月コース | 3月1日 | 3月1日～8月31日 | 90名 | 3クラス |

(教職員組織及び事務職員)

第8条 本研修科に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 専任教員 1人以上
- (3) 事務職員 1人以上

(授業、学習指導)

第9条 授業は、配布する指定テキスト等で自己学習し、質疑応答、課題学習に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法で行う。

2 受講者は質問シートにより随時質問することができる。質疑応答に関する郵送料は、受講者の負担とする。

3 受講者は細則別表に定める授業科目毎の時間数を自宅学習し、提示された学習課題について各科目毎に期限内にレポートを提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

なお、各科目における添削指導の回数は別表に定める回数とする。

レポート提出に関する郵送料は、受講者の負担とする。

(面接授業)

第10条 各科目の面接授業は、細則別表1に定める科目及び時間数とする。

(受講資格)

第 11 条 原則として、介護福祉士国家試験の受験を希望する者

(科目の合否、再評価、修了認定)

第 12 条 細則別表 1 に掲げる科目の面接授業を終了し、かつ、レポート及び面接授業に合格しなければならない。レポート、試験等の採点結果は、90 点以上を優 80 点以上を良、70 点以上を可、70 点未満を不可とする 4 段階とし、可以上を合格とする。

- 2 面接授業は細則別表 1 に掲げる時間数の全てに出席した場合に修了とする。
- 3 全科目の判定の結果、不合格の科目については、レポートの再提出及び再評価を行う。
- 4 全科目に合格した者については、介護福祉士実務者研修の修了を認定し、修了証を授与する。

(休学、復学)

第 13 条 病気その他やむを得ない事情によって、履修を修了していない科目のある者は、校長に休学を願い出て休学をすることができる。

- 2 前項の者が復学しようとする場合には、届け出て、復学することができる。

(退学)

第 14 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(賞罰)

第 15 条 介護福祉士実務者研修科の受講者で賞罰に該当することがあった場合は、本則第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。

(受講料)

第 16 条 受講料は所有している資格等の区分により下記に掲げる通りとする。

| 所有資格等 | 受講料 |
|-----------|----------|
| 介護職員基礎研修 | 46,200円 |
| 訪問介護員研修1級 | 112,200円 |
| 訪問介護員研修2級 | 194,000円 |
| 訪問介護員研修3級 | 205,000円 |
| 認知症実践者研修 | 237,700円 |

| | |
|-----------|----------|
| 介護職員初任者研修 | 194,000円 |
| 喀痰吸引等研修 | 195,300円 |
| 無資格者 | 241,500円 |

テキスト代金を含み、通信手数料は含まない。

- 2 いったん納入した受講料については、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(研修受講において知り得た個人情報についての受講者の守秘義務)

第17条 研修実施において知り得た受講者に係る個人情報について、次のいずれかの場合を除いては、研修実施中のみならず、研修実施後においても他者に漏らし、あるいは他者に提供しない。

- ① 所轄官庁へ研修修了者名簿を送付するとき
 - ② 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
 - ④ その他、所轄官庁が指示又は承認したとき
- 2 受講者に対して、研修の受講中において知り得た個人情報を研修受講中のみならず研修受講後においても他者に漏らし、あるいは他者に提供することのないよう十分指導を行う。
 - 3 受講者は、研修受講において知り得た他の受講者に係る個人情報について、1の②③又は④のいずれかの場合を除いては、研修受講中のみならず研修受講後においても他者に漏らし、あるいは他者に提供してはならない。

(その他研修の実施に関し必要な事項)

第18条 その他研修の実施に関し必要な事項は、学校長が別途定める。

附則

- 1 本細則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 本細則は平成26年6月1日から施行する。
 - 3 本細則は平成28年4月1日から施行する。
- なお、平成28年3月31日以前の入学者については、従前の学則による。

細則別表 1

介護福祉士実務者研修科（通信課程）授業科目、授業時間数、添削回数

| 科 目 | 時間数 | | 添削回数 |
|--------------|------------|-------------------|------|
| | 面接授業 時間 | 印刷教材による 自宅学習時間 | |
| 人間の尊厳と自立 | | 5 | 1回 |
| 社会の理解Ⅰ | | 5 | 1回 |
| 社会の理解Ⅱ | | 30 | 1回 |
| 介護の基本Ⅰ | | 10 | 1回 |
| 介護の基本Ⅱ | | 20 | 1回 |
| コミュニケーション技術 | | 20 | 1回 |
| 生活支援技術Ⅰ | | 20 | 1回 |
| 生活支援技術Ⅱ | | 30 | 1回 |
| 介護過程Ⅰ | | 20 | 1回 |
| 介護過程Ⅱ | | 25 | 1回 |
| 介護過程Ⅲ | 45 | | |
| 発達と老化の理解Ⅰ | | 10 | 1回 |
| 発達と老化の理解Ⅱ | | 20 | 1回 |
| 認知症の理解Ⅰ | | 10 | 1回 |
| 認知症の理解Ⅱ | | 20 | 1回 |
| 障害の理解Ⅰ | | 10 | 1回 |
| 障害の理解Ⅱ | | 20 | 1回 |
| こころとからだのしくみⅠ | | 20 | 1回 |
| こころとからだのしくみⅡ | | 60 | 1回 |
| 医療的ケア | | 50 | 1回 |
| 合計 | 45 | 405 | |

(注1) 介護福祉士実務者養成施設における教育の内容に相当すると認められる研修であってあらかじめ厚生労働大臣の届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除する。

(注2) 医療的ケアについては、他に演習がある。

細則別表 2

受講研修別履修免除科目一覧表

| 教育内容 | 時間数 | 介護職員 初任者研修 | 訪問介護員研修 | | | 介護職員 基礎研修 | 認知症 実践者研修 | 喀痰吸引 等研修 |
|-------------------|-----|---------------|---------|-----|-----|--------------|--------------|-------------|
| | | | 1級 | 2級 | 3級 | | | |
| 人間の尊厳と自立 | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 社会の理解 I | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 社会の理解 II | 30 | | ○ | | | ○ | | |
| 介護の基本 I | 10 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 介護の基本 II | 20 | | ○ | ○ | | ○ | | |
| コミュニケーション技術 | 20 | | ○ | | | ○ | | |
| 生活支援技術 I | 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 生活支援技術 II | 30 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 介護過程 I | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 介護過程 II | 25 | | ○ | | | ○ | | |
| 介護過程 III (スクーリング) | 45 | | | | | ○ | | |
| 発達と老化の理解 I | 10 | | ○ | | | ○ | | |
| 発達と老化の理解 II | 20 | | ○ | | | ○ | | |
| 認知症の理解 I | 10 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| 認知症の理解 II | 20 | | ○ | | | ○ | ○ | |
| 障害の理解 I | 10 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| 障害の理解 II | 20 | | ○ | | | ○ | | |
| こころとからだのしくみ I | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| こころとからだのしくみ II | 60 | | ○ | | | ○ | | |
| 医療的ケア | 50 | | | | | | | ○ |
| 実務者研修受講時間数 | 450 | 320 | 95 | 320 | 420 | 50 | 420 | 400 |

※○は、履修免除科目を示します。

別表第1

| | | 夜間部 社会福祉専門課程 介護実務科(2年制) | | | | | | | |
|-------------------|----------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 講・演 | 必・選 | 1年次 | | 2年次 | | 合計 | |
| 授業科目 | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 時間数 | 単位数 |
| 基礎分野 | 生活支援の理念と尊厳の理解 | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 認知症の理解 | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 介護におけるコミュニケーションと介護技術 | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 医療・看護との連携 | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 介護におけるソーシャルワーク | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 生活支援のためのアセスメントと計画 | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 介護問題と介護保険制度 | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 介護保険制度の概要・要介護認定の仕組み | 講 | 必 | 30 | | | | 30 | 2 |
| | 介護保険制度と介護支援サービス | 講 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| | 居宅介護支援サービス | 講 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| | 居宅サービス | 講 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| | 介護保険施設 | 講 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| | 介護技術演習 | 演 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| | 介護支援総合演習Ⅰ | 演 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| | 介護支援総合演習Ⅱ | 演 | 必 | | 30 | | | 30 | 2 |
| 介護支援総合演習Ⅲ | 演 | 必 | | | | 30 | 30 | 2 | |
| 専門分野 | 社会福祉概論 | 講 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | 老人福祉論 | 講 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | 障害者福祉論 | 講 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | リハビリテーション論 | 講 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | 社会福祉援助技術 | 講 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | レクリエーション活動援助法 | 演 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | 老人・障害者の心理 | 講 | 必 | | | 30 | | 30 | 2 |
| | 介護福祉士総合演習 | 演 | 必 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 介護保険事務Ⅰ | 講 | 必 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 介護保険事務Ⅱ | 講 | 必 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 福祉住環境コーディネータ受験対策Ⅰ | 講 | 必 | | | | 30 | 30 | 2 |
| 福祉住環境コーディネータ受験対策Ⅱ | 講 | 必 | | | | 30 | 30 | 2 | |
| 小計 | | | | 240 | 210 | 240 | 150 | 840 | 56 |
| その他 | 制度とサービスの理解 | 講 | 選 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 障害と疾病の理解 | 講 | 選 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 介護予防 | 講 | 選 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 障害者自立支援法概論 | 講 | 選 | | | | 30 | 30 | 2 |
| | 上記4科目のうち2科目(60時間)選択 | | | | | | | 0 | |
| 合計 | | | | 240 | 210 | 240 | 210 | 900 | 60 |
| 単位について | | | | | | | | | |
| 講義及び演習は15時間で1単位 | | | | | | | | | |
| 実習及び実技は30時間で1単位 | | | | | | | | | |